掲 示 第　372　号
令和８年10月30日

入　札　公　告

分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部
経理部長　岡　田　健　治

記

１　競争執行の日時及び場所

(1)　日時：令和8年11月20日（金）　11時30分　　（送達による入札書の受領期限は、令和8年11月19日(木)17時必着）

(2)　場所：東京都北区十条台1-5-70　十条駐屯地Ｃ庁舎北棟　海上自衛隊補給本部経理部契約課第１入札室
（送達による入札書の送付先：〒114-8565　東京都北区十条台1-5-70　海上自衛隊補給本部経理部契約課）

２　入札参加申込の日時等

(1)　日時：公告日～令和8年11月19日（木）　17時まで

(2)　場所：海上自衛隊補給本部経理部契約課

(3)　申込：応札意思確認のため、上記の申込日時までに「入札参加申込用紙」及び「資格審査結果通知書」(写し)の提出をお願いします。(「入札参加申込用紙」は、入札公告ＨＰ下段の契約関係書類等から入手できます。)

３　競争参加者に必要な資格

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。

(3)　令和０７・０８・０９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「Ｄ」等級以上に格付けされ、競争参加資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者にあっては、競争執行日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。

(4)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5)　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(7)　警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除対象者として指定されている者でないこと。

４　競争入札に付する事項

契約管理番号	件名	数量･単位	履行期限	履行場所
G26-S26-2000540244-00	Ｘ線テレビ装置，胃集検診用（ディジタル式）	１組	令和9年2月26日	舞鶴造修補給所

５　仕様説明会

実施しません。

６　入札書の記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％（軽減税率対象品目については８％）に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００（軽減税率対象品目については１０８分の１００）に相当する金額を入札書に記載して下さい。ただし、入札書に記載される書面上の金額が消費税法に規定する消費税の課税標準と一致しないものは除きます。

７　契約金額の端数処理

入札書に記載された金額の１００分の１１０（軽減税率対象品目については１００分の１０８）に相当する金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとし、当該端数金額を切捨てた後に得られた金額をもって申込みがあったものとします。ただし、単価契約の場合には端数処理を行わず原則どおり入札書に記載された書面上の金額の１００分の１１０（軽減税率対象品目については１００分の１０８）に相当する金額に相当する額をもって申込みがあったものとします。

８　契約条項、入札条件を示す場所

東京都北区十条台1-5-70　十条駐屯地Ｃ庁舎北棟　海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室

９　保証金

(1)　入札保証金及び契約保証金：全額免除とします。

(2)　落札者が契約を結ばないときは、落札者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。

10　契約書の作成の要否

遅滞なく契約書の作成を要します。ただし、契約金額が２５０万円を超えず、特約条項の付与もない場合は、請書の作成をもって代えることができます。

11　適用する契約条項

売買契約一般条項

12　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効となります。

13　その他

(1)　入札及び契約心得・契約条項は、海上自衛隊補給本部経理部契約課入札室前（十条駐屯地Ｃ庁舎北棟）に掲示するほか、海上自衛隊オフィシャルサイトにも掲載しています。

(2)　入札参加者は、入札日前日（入札日の前日が日曜日、国民の祝日及び休日の場合は、その前の平日とする。）までに参加申込用紙に記入の上、資格審査結果通知書の写しとともに提出した後、仕様書等を受領して下さい。ただし、５項に示す説明等がある場合はこれによります。

(3)　同等品（仕様書に示すカタログ製品以外の他社製品）をもって入札をする場合は､令和8年11月13日 17時までに同等品申請書を提出し、その後契約担当官等の承認を受けなければなりません。

(4)　送達により入札を行う場合は、入札書を契約管理番号、件名を表記した封筒に封入した上、更に当該封筒を封入し、外封筒に当たる封筒の表面に「入札書在中」の旨を朱書きして、必ず書留、簡易書留、配達記録郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律に定める信書便のうち書留の郵便物に準ずる取扱いをするものにより､１(1)に示す受領期限までに送付するものとします。

(5)　納入先又は履行先によっては、基地の入門に際し、事前の手続きが必要となる場合があります。また、米軍と同一の基地については手続きが異なる場合がありますので、契約一般条項の規定に基づき、あらかじめご確認下さい。
なお、詳細は要求元担当者までお問い合わせ下さい。

(6)　この入札に関する詳細については、海上自衛隊補給本部経理部契約課契約係までお問い合わせ下さい。
ＴＥＬ：０３－３９０８－５１２１（内線）　5689 5645　　ＦＡＸ：０３－５９２４－７６０３
なお、この入札における仕様(内訳)書の内容については、要求元担当者までお問い合わせ下さい。
ＴＥＬ：０３－３９０８－５１２１（内線）　5453

内訳書

項目番号	品目コード	品名・規格		単位	数量	納入場所	履行期限	備考
10	6525-919-50522	X線テレビ装置，胃集検診用（ディジタル式）		ZSE	1	舞造補所分任官	2027/02/26	X線テレビ装置，胃集検診用（ディジタル式）
20	ZEIKINTOU_KEIRI	税金等_経理		ZEA	1	仕様書のとおり	2027/02/26	

調達要求番号：G26-S26-2000540244-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	調達品目表による。	仕様書番号	Ｍ４Ｐ－Ｑ－Ｚ１００１－Ｊ３
名　　称	Ｘ線テレビ装置，胃集検診用 (ディジタル式) 衛生器材（カタログ製品） 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	２５．　６．　５
		改正年月日	令和７年５月２０日
		補給本部需品部需品第２課	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊において使用する衛生器材（カタログ製品）の調達に係る共通的要求事項について規定する。

1.2　品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は，調達品目表による。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

仕様書

ＭＲＳ－Ｇ－００００８　プロビジョニング資料等作成共通仕様書

Ｍ４Ｐ－Ｌ－００４１９　衛生資材（包装・表示）共通仕様書

2　製品に関する要求

製品に関する要求は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合を除き，次による。

a)　**一般事項**　製造者の規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

b)　**製品の表示**　製品の表示は，**Ｍ４Ｐ－Ｌ－００４１９**による。

3　監督・検査

監督及び検査は，調達要領指定書に指定する場合を除き，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　出荷条件

出荷条件は，**Ｍ４Ｐ－Ｌ－００４１９**によるほか，商習慣による。

5　その他の指示

5.1　附属品・予備品

附属品及び予備品は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合を除き，製造者の標準品を附するものとする。

5.2　添付・提出書類

添付・提出書類は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は，その指示による。

なお，提出書類として機器構成品等一覧表を作成する際は，**ＭＲＳ－Ｇ－００００８**による。

5.3　承認用図面（見本）

承認用図面は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は，その指示による。

5.4　搬入・調整

搬入・調整は，調達品目表又は調達要領指定書に指定する場合は，その指示による。

6　疑義事項

この仕様書において疑義が生じた場合は，契約担当官等と協議するものとする。

調達要求番号：G26-S26-2000540244-00

海上自衛隊仕様書			
物品番号等	――――――	仕様書番号	Ｍ４Ｐ－Ｌ－００４１９－Ｊ
名称	衛生資材（包装・表示）共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	６２．　２．１９
		改正年月日	令和８年１０月５日
		補給本部需品部需品第２課	

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，海上自衛隊において使用する衛生資材の包装及び表示について規定する。

1.2　引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部をなすものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお，関連文書については，この仕様書に規定した事項の理解を助けるものであり，この仕様書の一部をなすものではない。

a)　引用文書

1)　規格

ＪＩＳ　Ｚ　０１０５　包装貨物－包装モジュール寸法

ＪＩＳ　Ｚ　８３０４　銘板の設計基準

ＪＩＳ　Ｚ　９１０１　安全色及び安全標識－産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則

ＮＤＳ　Ｚ　０００１　包装の総則

ＮＤＳ　Ｚ　８０１１　角形銘板

2)　法令等

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）

海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本企情第８９号。令和８年５月１日）

b)　関連文書

1)　規格

ＮＤＳ　Ｚ　８２０１　標準色

2)　法令等

毒物及び劇物取締法（昭和２５年法律第３０３号）

日本薬局方（明治１９年公布）

2　要求事項

2.1　製品本体の表示

2.1.1　一般事項

製品本体の表示方法は，次による。

a) 海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本企情第８９号。令和８年５月１日）の１５２０による消耗品のうち，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和３５年法律第１４５号）（以下“医薬品医療機器等法”という。）等の関係法規又は個別仕様書等により指示する場合を除き，表示は必要としない。

b) 非消耗品については，**ＮＤＳ　Ｚ　８０１１**に基づく角型銘板により表示すること。ただし，形状や大きさ等の事情により，規定の角型銘板による表示が困難な場合は，その限りではない。

2.1.2　角型銘板

角型銘板の表示方法は，次による。

a) **使用銘板　ＮＤＳ　Ｚ　８０１１**による１種銘板（**付図１**）又は１種，２種兼用の銘板（**付図２**）を基本とし，その他の場合は，個別仕様書等により示す。

b) **書き方**　左横書き，漢字は常用漢字，数字はアラビア数字，書体は直立の丸ゴシック体を基本とする。

c) **記載項目**　記載項目は，次による。

1) **名称（海上自衛隊）又は海上自衛隊標識**　両方又はどちらか一方を記載する。海上自衛隊標識は**付図３**による。

2) **品名**　防衛省や海上自衛隊などで規定する品名とする。

3) **物品番号等**　防衛省や海上自衛隊などで規定するもの。

4) **製造年月又は納入年月**　必要に応じて両方又はいずれか一方を記載する。

5) **納入業者又は製造者名**　必要に応じて両方又はいずれか一方を記載する。ただし，記載する余裕がないときは，略称又は社章を記載してもよい。

6) **その他**　１種，２種兼用の銘板については，主要諸元及び性能を記載する。

d) **材料**　原則として，**ＪＩＳ　Ｚ　８３０４**によるものとするが，機能・性能を損なわない範囲において，プラスチック，上質紙，布などを適宜選んで使用してもよい。

e) **色**　原則として黒（つやなし又は半つや）とする。ただし，危険標識などに使用する場合の色は，**ＪＩＳ　Ｚ　９１０１**に準ずる。

f) **塗料等**　塗料，インキ，染料などは，銘板の材料に適合した耐摩擦性，耐候性及び密着性のあるものを使用する。

g) **取付方法**　銘板の材料，使用箇所などによって，小ねじ，リベット，タッピンねじ，接着剤，縫い付けなどで取り付け，容易に剝がれないようにする。

h) **形状・寸法**　原則として**ＮＤＳ　Ｚ　８０１１**によるが，これによらない場合は，**ＪＩＳ　Ｚ　８３０４**に示す寸法の中から選定する。また，四隅の角は，原則として適当な丸みを付け，１種銘板は，原則として輪郭を設ける。

2.2　包装

2.2.1　一般事項

包装は，次の事項に留意して行うものとする。

a) 輸送・荷役・保管における外的諸条件に耐え，製品の品質が確実に保持されなければならない。

b) 包装の軽量化，小容量化，経費節減及び流通の合理化を図るべく，合理的に包装を行うものとする。

c) 包装材料は，原則として市販品を採用し，かつ，輸送・荷役・保管の諸作業が容易に行えるものでなければならない。

d) 細部事項に規定する所要条件に適合する場合は，商習慣による包装容器を使用することができる。

e) 包装の種類は、個装，内装，外装の３種類を標準とした上で，物品の種類によってそのいずれかを省略することができる。

2.2.2　個装・内装

ＮＤＳ　Ｚ　０００１に引用する規格を標準とするが，医薬品医療機器等法等に定めがある物品については，当該関係法規等によるものとし，また，せん刀等は刃先を十分に保護する包装を施すものとする。その他，特別な包装が必要な場合は，個別仕様書等により示す。

2.2.3　外装

ＮＤＳ　Ｚ　０００１に引用する規格を標準とする。

2.2.3.1　外装の省略

個装又は内装に両面段ボール箱等の容器が使用されており，かつ，必要に応じてバンド等で補強してある場合は，外装を省略することができる。

2.2.3.2　外装の収納基準

同一包装に収納する品目は，同一契約の同一品目ごとに行うものとするが，次の場合は，これによらないことができる。

a) **混合包装**　同一契約で，各物品の数量が少ない又は１個当りの容積が小さい場合及び異なる契約で契約ごとの包装容積が小さい場合で，２品目以上の個装又は内装を組合せて外装（以下“混合包装”という。）する方が経済的，かつ，合理的である場合は，混合包装することができる。

b) **分割包装**　一つの品目が２以上の構成品，附属品などから成り，質量又は容積が大きいもの，その他の包装技術上の理由で分割して包装（以下“分割包装”という。）することが適当な場合は，相互の組合せを明らかにして分割包装とすることができる。

2.2.4　質量基準

ＮＤＳ　Ｚ　０００１に引用する規格を標準とする。

2.2.5　寸法基準

寸法について，特に示されない場合は，ＪＩＳ　Ｚ　０１０５の規定によるものとする。

2.3　包装の表示

2.3.1　一般事項

表示は，次の事項に留意して行うものとする。

a) **表示の書き方**　表示の書き方は，原則として左横書き，漢字は常用漢字，数字はアラビア数字とする。

b) **表示の色**　特に指定するものを除き，黒とする。

c) **表示方法**　刷り込み，スタンプ，描画，印刷，ラベル等から選択する。いずれの方法によっても，明確であって，かつ，輸送・保管中において，にじみ，摩擦，すれ，退色，剝落などの生じにくい材料を用いなければならない。

d) **その他**　医薬品医療機器等法等により規定がなされているときは，関係法規等の定めるところによって表示を行わなければならない。

2.3.2　細部事項

2.3.2.1　個装・内装の表示

a) **形式**　個装の表示は**付図４**，内装の表示は**付図５**によるものとし，その他追加事項がある場合は，個別仕様書等で指示するものとする。

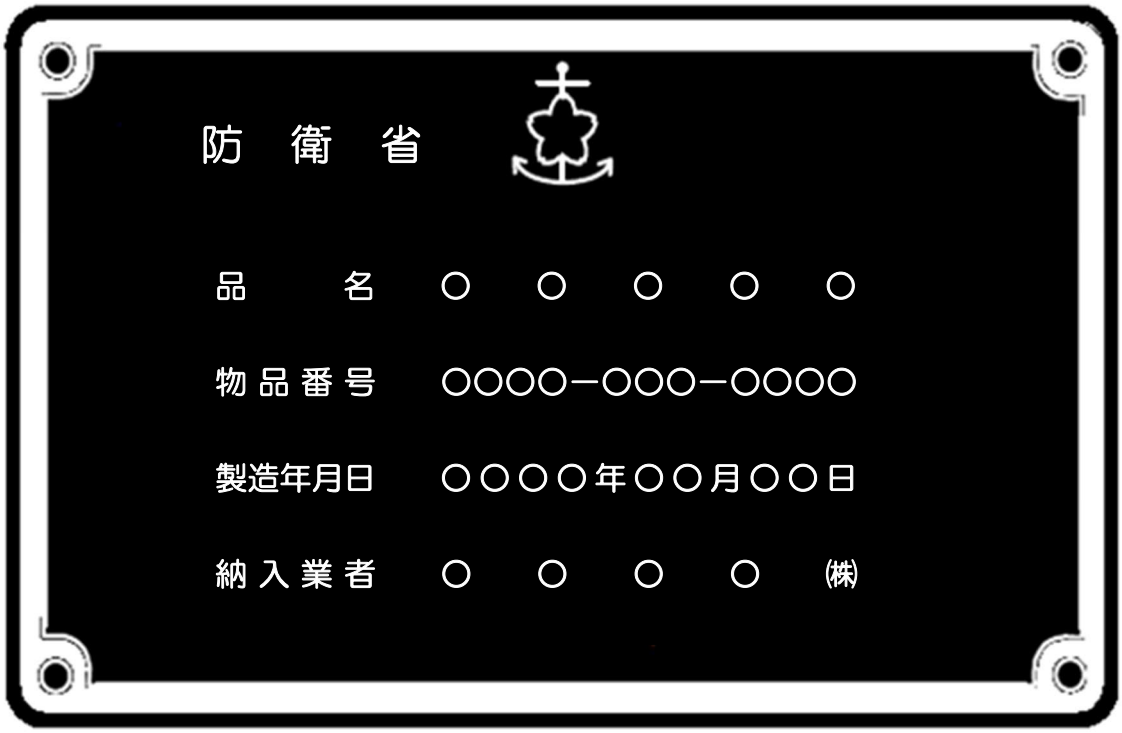
b) **個装・内装の表示の省略**　包装の形状・寸法の関係上等，表示が困難な場合，その表示を省略できる。

2.3.2.2　外装の表示

外装の表示は，**付図６**を基準とするが，混合包装の場合は，**付図７**，分割包装の場合は，**付図８**による。

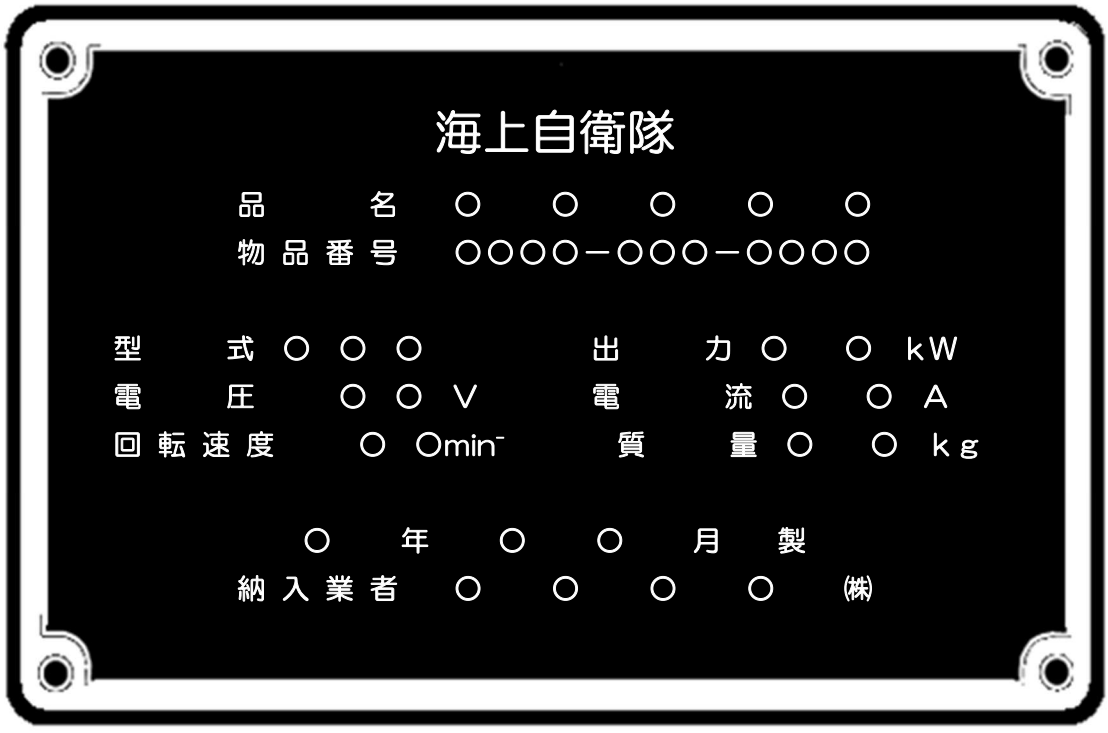
3　疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合は，監督官経由契約担当官等と協議するものとする。



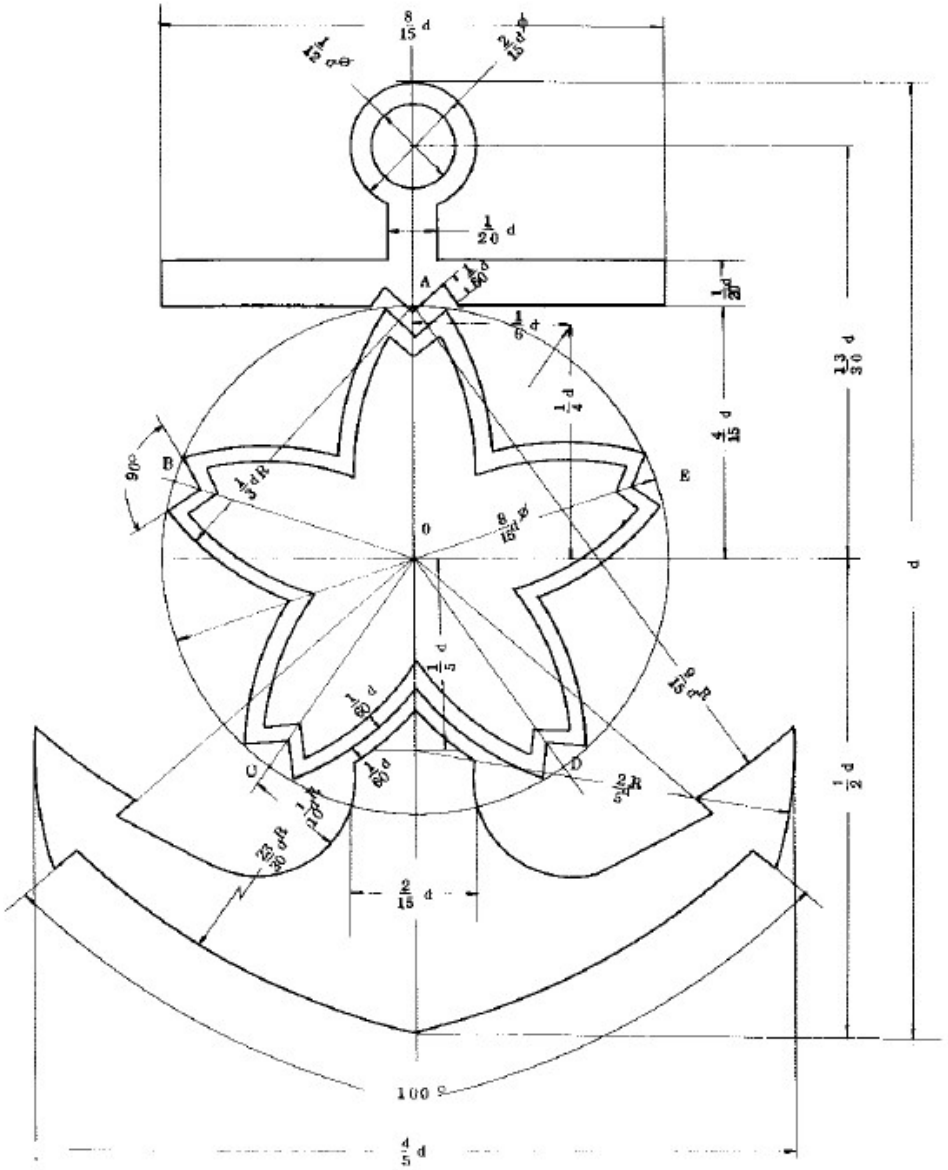
注記　例を示す。

付図１－第１種銘板



注記　例を示す。

付図２－第１種，２種兼用の銘板



注記１　原点０の中心とする直径$\frac{8}{15}$ｄの円に内接する正５角形の頂点をＡ～Ｅとする。

注記２　頂点Ａ～Ｅを中心として$\frac{1}{3}$ｄを半径とする弧を描いて花弁を作る。

付図３－海上自衛隊標識


a)

品　　名
物 品 番 号
納 入 年 月
納 入 業 者

注 a)　海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

付図４－個装の表示


a)

品　　名
物 品 番 号
内装に含まれる個装の数量
納 入 年 月
納 入 業 者

注 a)　海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

付図５－内装の表示


a)

調達要求番号 b)　　○○－○－○○○○－○○○○－○○○○
品　　名　　○　○　○　○　○　○
物 品 番 号　　○○○○－○○○－○○○○
使 用 期 限 c)
包 装 番 号 d)
納 入 年 月

注記　例を示す。

注 a)　海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

注 b)　調達要求番号又は契約番号を記入する。

注 c)　使用期限又は最終有効年月を記入する。（期限等がなければ省略できる。）

注 d)　下の例による。

例　１０包装のうちの，２個目であることを示す場合→２／１０

付図６－外装の表示



混合包装

調達要求番号 b)	○○－○－○○○○－○○○○－○○○○
	△△－△　△△△△－△△△△－△△△△
品名・物品番号・数量	1　○○・○○○○－○○○－○○○○・○ＥＡ
	2　△△・△△△△－△△△－△△△△・△ＳＥ
使 用 期 限 c)	○○年　○○月（1の品名）
	△△年　△△月（2の品名）
包 装 番 号 d)	○／□
納 入 年 月	○○年　○○月

注記　例を示す。

注 a)　海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

注 b)　複数の契約による場合は，該当する全ての調達要求番号又は契約番号を記入する。

注 c)　品名ごとの使用期限又は最終有効年月を記入する。（期限等がなければ省略できる。）

注 d)　下の例による。

例　7包装のうちの，3個目であることを示す場合→３／７

付図７－外装（混合包装）の表示



分割包装

調達要求番号 b)	○○－○－○○○○－○○○○－○○○○
品　　名	○　○　○　○　○　○
物 品 番 号	○○○○－○○○－○○○○
使 用 期 限 c)	○○年　○○月
包 装 番 号 d)	○／□
納 入 年 月	○○年　○○月
納 入 業 者	○○○○㈱

注記　例を示す。

注 a)　海上自衛隊標識又は海上自衛隊の文字を記入する。

注 b)　調達要求番号又は契約番号を記入する。

注 c)　品名ごとの使用期限又は最終有効年月を記入する。（期限等がなければ省略できる。）

注 d)　下の例による。

例　2包装のうちの，2個目であることを示す場合→２／２合→２／２

付図８－外装（分割包装）の表示

調達要領指定書	発簡番号	
	調達要求番号	G26-S26-2000540244-00
	調達要求年月日	令和８年１０月１９日
	作成部課	補給本部需品部需品第２課
	作成年月	令和８年１０月１５日
品名	Ｘ線テレビ装置，胃集検診用（ディジタル式）	
仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3	

指定事項：本調達は，次による。

3　監督・検査

検査は，海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日）別紙第２７　標準資料監督・完成検査実施要領によるものとし，品質保証書又は検査成績書について書面審査を受けるものとする。なお，社内検査は，納入する製品が契約の要求に合致していることを社内規定に基づき実施するものとする。

5　その他の指示

5.2　提出書類

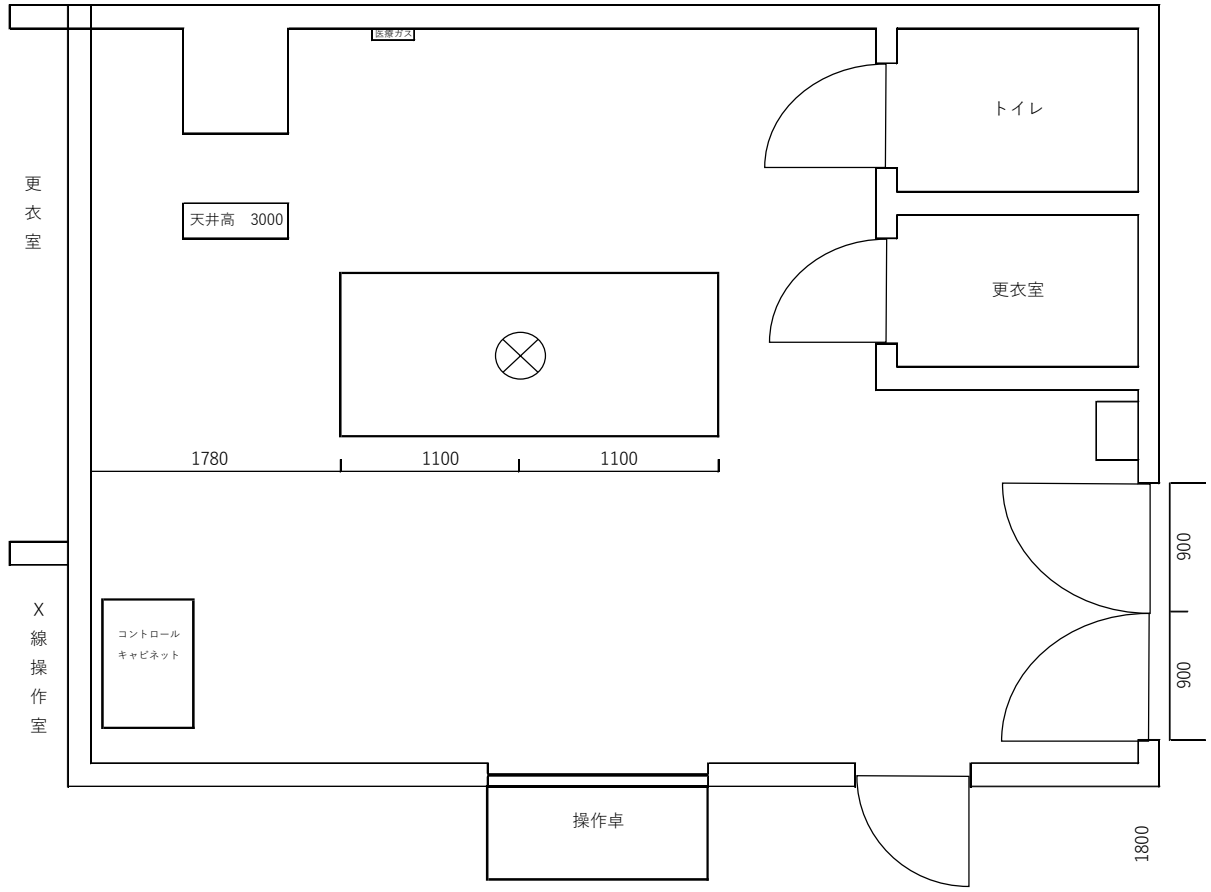
提出書類は，**表１**による。

表１－提出書類

番号	書類名	提出先	部数	記事
1	終了届（検査等申請書）	検査官	1	海上自衛隊経理執務要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日），別紙様式第２９による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
2	検査調書（完成検査合格証）	検査官	4	海上自衛隊経理執行要領について（通知）（海幕経第１４３号。令和８年３月２７日），別紙様式第３０による。品目が複数の場合は，内訳書を添付
3	品質保証書又は検査成績書	検査官	1	―
4	包装証明及び外装の表示	検査官	1	
5	納品書・（受領）検査調書	受領検査官	6	海上自衛隊補給実施要領について（通知）（補本企情第８９号。令和８年５月１１日），物管訓令別記様式第３８による。

5.4　搬入・調整

設置場所は，**図１**による。



単位：mm

図１―設置場所（舞鶴衛生隊　Ｘ線室）

調 達 品 目 表

調達要求番号	G26-S26-2000540244-00	作成部課	補給本部需品部需品第２課
調達要求年月日	令和８年１０月１９日	作成年月日	令和８年７月１６日
仕様書番号	M4P-Q-Z1001-J3	品目番号	Q-Z0086-10
物品番号	6525-919-50522		

品　名	カタログ製品名 a)
Ｘ線テレビ装置，胃集検診用（ディジタル式）	キヤノンメディカルシステムズ(株)　Raffine-i， (株)島津製作所　FLEXAVISION F4 Package， 又は同等品（他社の製品を含む。）
注 a)　記載したカタログ製品名は，製品を選定する際の参考として例示したものであり，当該製品を指定するものではない。	

1　構成

構成は，**表１**による。

表１－構成

番号	構　成	キヤノンメディカルシステムズ(株)	(株)島津製作所	数量	単位
1	透視撮影台	DREX-RF80	FLEXAVISION F4	1	式
2	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ画像処理装置	PDR-04A	SDR-150CF4	1	式
3	高電圧発生装置	KXO-53SF	ZUD-L41DS	1	式
4	Ｘ線平面検出器	FDX3334RF	FPD D1	1	式
5	Ｘ線管球装置	DRX-6645D	TUBEPACK 0308PF4	1	式
6	ﾄﾞﾗｲｲﾒｰｼﾞｬｰ	DV5700	DRYPRO SIGMA2	1	式

2　製品に関する要求

2.1　一般的事項

一般的要求事項は，次による。

a)　医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律により，医療機器として承認等された製品であること。

b)　調達要領指定書によって指定する場合を除き，新品（Factory new）であること。

c)　調達品は，情報の漏えい若しくは破壊または機能の不正な停止，暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り，又は知り得るべきソースコード，プログラム，電子部品，機器等の埋込み又は組込みその他、官の意図せざる変更が行われていないものでなければならない。

2.2　機能・性能

2.2.1　全般

a)　高電圧発生装置は 50kW 以上であり，X 線管装置は陽極熱容量 600kHU 以上であること。

b)　Ｘ線テレビ装置の主電源ブレーカーについて、漏電防止機能を有すること。

2.2.2　透視撮影台

a)　寝台逆傾斜は，30°以上できること。

b)　胃検査のための圧迫筒を備えていること。

c)　逆傾斜時に，患者が落下しないための肩当を有すること。

d)　管球を斜入できること。

e)　寝台が昇降機能を有していること。

f)　受像面は１１インチ以上の平面検出器(ＦＰＤ)であること。

g)　寝台幅は７５ｃｍ以上であること。

2.2.3　デジタル画像処理装置

a)　磁気ディスク容量は，1024×1024マトリックス画像を8000枚以上保存できること。

b)　画像データの損失を防ぐためのバックアップ機能を有すること。

c)　画像処理装置に保存されている画像データは，患者 ID，患者氏名，撮影日から検索できること。

d)　モニターを１面以上装備とし，透視画像と DR 画像を同時に表示できること。

e)　OS は，Windows 10 以上であること。

f)　画像データを官が保有する医用画像保管装置に保存・管理できる機能を有すること。

g)　線量情報を官が保有する被ばく線量管理ワークステーションに保存・管理できる機能を有すること。

2.2.4　その他

a)　近接操作卓及びモニターを有すること。

b)　ドライイメージャーを官が保有する画像参照用装置と接続できる機能を有すること。

3　その他の指示

3.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書に指定するほか，**表２**による。

表２－提出書類等

番号	書　類　名	提出先及び部数	
		補給本部需品部	現品添付
1	検査成績書 a)	－	1
2	使用説明書 b)	1	1
3	取扱説明書（日本語） C)	－	1
4	カタログ C)	1	1
5	機器構成品等一覧表 d)	1	1
6	システム接続図 e)	1	3
7	遮蔽計算結果一覧表 f)	－	3
8	放射線量測定報告書 g)	－	3
9	Ｘ線配置図一式 h)	－	3

注 a) 検査成績書は，市販品の場合，製造会社の発行する検査成績書又は保証書に代えることができる。

注 b) 使用説明書は，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による添付文書とする。

注 c) 取扱説明書・カタログは，製造（販売）会社既版のものとする。

注d) 機器構成品等一覧表は，**ＭＲＳ－Ｇ－００００８**による。

注e) システム接続図は，構成機器相互間の接続状況及び設置場所を図で表したものとし，会社規定のものを採用することができる。ただし，事前に調達要求元課の確認を取るものとする。

注f) 遮蔽計算結果一覧表は，医療法施行規則第２５条，電離放射線障害防止規則，医薬発第１８８号通知の規定に適合すること。設置後１週間以内に提出すること。

注g) 放射線量測定報告書は，医療法施行規則第３０条に適合すること。設置後１週間以内に提出すること。

注 h) Ｘ線配置図一式は，Ｘ線室の配置図一式を添付すること。

3.2　据付・調整

据付・調整は，以下による。

a) 要求する性能・機能を満足するように調整等を実施して，使用できる状態で引き渡すものとすること。

b) 天井に対する工事を行う際はアスベスト調査も併せて実施すること。

c) 設置場所既存のアンカー等を利用できる場合は，これを流用すること。

3.3　撤去

官が指定する場所に旧器機を搬出するものとする。

3.4　附属品

附属品は，製造者の定める標準品を附するものとする。